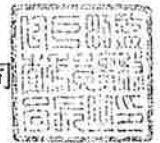




一 監 第 56 号  
平成 25 年 11 月 28 日

一戸町長 稲 葉 暉 様

一戸町監査委員 鹿 川 勝 司



一戸町監査委員 山 下 正 勝



平成 25 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。



一 監 第 5 6 号  
平成 25 年 11 月 28 日

一戸町議会議長 田 村 繁 幸 様

一戸町監査委員 鹿 川 勝 司



一戸町監査委員 山 下 正 勝



平成 25 年度財政援助団体等監査の結果報告について  
地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、  
同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

# 平成 25 年度財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象

公益社団法人一戸町シルバー人材センター（所管部課：福祉部健康福祉課）

## 2 監査の範囲

平成 24 年度の町からの財政的援助に係る出納その他の事務

## 3 監査の期間

平成 25 年 11 月 19 日から平成 25 年 11 月 28 日まで

## 4 監査の方法

今回の監査は、財政的援助が交付目的に沿って活用されているか、手続きが適正に行われているかなどを主眼に検証した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取し、現地調査も行った。

## 5 監査の結果

対象団体の事務及び当該団体に関する所管部課の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

所管部課においては、対象団体に対する指導を行うとともに、対象団体においても適切な処置を講じられたい。

### 【指摘事項】

- (1) 補助金交付申請に係る書類（申請書、概算払、実績報告書等）について、所定の様式となっておらず、また、団体の既存資料をもって代替えとしている部分もあり、町補助金の交付による効果、実績等の検証結果に明確を欠いていることから、検証等に適正を期されたい。
- (2) 対象団体においては、補助金交付申請等の決裁年月日等の記入漏れが認められることから、所管部課において指導されたい。